



暮らし

公共施設

市政

観光・史跡

事業者向け

ホーム > 報道発表資料 > 遺贈による寄附に関する協定を締結しました。

ガイドナビを開く

いいね! 0

ポスト

遺贈による寄附に関する協定を締結しました。

最終更新日令和6年2月13日 | ページID 034947

印刷

岡崎市では、本市の福祉事業へ遺贈を希望されるかたの手続きが円滑に行われるよう、株式会社大垣共立銀行及び株式会社名古屋銀行と「遺贈による寄附に関する協定」を締結しました。

1 締結日

令和4年3月31日(木曜日)

2 出席者(法人名順)

- 株式会社大垣共立銀行 常務取締役 土屋諭 様
- 株式会社名古屋銀行 取締役頭取 藤原一朗 様
- 岡崎市長 中根康浩

3 協定内容

- 岡崎市が遺贈寄附を希望されるかたから相談を受けた場合、協定締結先金融機関の相談窓口をご案内します。相談窓口では、遺贈寄附に関する専門的なアドバイスを無料で受けることができます。
- 遺贈寄附を希望するかたが同意し、遺贈寄附が可能となった場合、協定締結先金融機関は岡崎市への遺贈寄附手続きを進めることができ、納入した寄附金は、岡崎市の福祉事業の財源として活用します。

4 その他

遺贈寄附とは、個人が遺産の一部または全部をゆかりのある自治体や団体へ寄附することです。

お問い合わせ先

担当部署: 福祉部ふくし相談課
電話番号: 0564-23-6774

ホーム > 報道発表資料 > 遺贈による寄附に関する協定を締結しました。



岡崎市役所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地(地図・アクセス) | 代表電話番号 0564-23-6000 | FAX番号 0564-23-6262
開庁時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)
※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

» 連絡先一覧

» 施設一覧